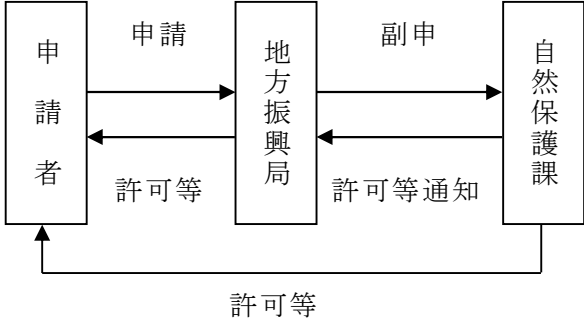


5 福島県自然環境保全条例

〔自然環境保全地域、緑地環境保全地域内での行為の許可・届出〕
(第15条、第16条、第17条、第23条)

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>
<p>許可等を要する行為</p>	<p>次の地域で下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <p>1 自然環境保全地域の特別地区 許可（公的機関は協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物等工作物の新築、改築、増築 ② 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質変更 ③ 鉱物の掘採、土石の採取 ④ 水面の埋め立て、干拓 ⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ⑥ 木竹の伐採 ⑦ 指定区域内における木竹の損傷 ⑧ 指定区域内における指定植物の植栽・播種 ⑨ 指定区域内における指定動物の放出 ⑩ 指定湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出 ⑪ 指定区域（道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。）での車馬、動力船の使用、航空機の着陸 ⑫ 野生動植物保護地区における特定野生動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷 <p>2 自然環境保全地域の普通地区 届出（公的機関は通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一定規模を越える建築物等工作物の新築、改築、増築 ② 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質変更 ③ 鉱物の掘採、土石の採取 ④ 水面の埋め立て、干拓 ⑤ 特別地区内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 <p>3 緑地環境保全地域 届出（公的機関は通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一定規模を越える建築物等工作物の新築、改築、増築 ② 宅地の造成、土地の開墾、土地の形質変更 ③ 鉱物の掘採、土石の採取 ④ 水面の埋め立て、干拓 ⑤ 木竹の伐採

許可等の必要な区域	福島県自然環境保全地域 福島県緑地環境保全地域 (参考資料1参照)
許可(容認)権者	知事(事務決裁規程に定める案件は地方振興局長)
許可(容認)の基準	許可基準-福島県自然環境保全条例施行規則第8条 届出容認基準-自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと
担当機関	生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部 県民環境課) (いわき地方振興局は県民部 県民生活課)
手続フローチャート  <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[地方振興局] B -- 副申 --> C[自然保護課] C -- 許可等通知 --> B B -- 許可等 --> A </pre>	
備考	